

## 特殊関係者間での集中発注に対する贈与擬制課税制度について

### I. 特殊関係者間での集中発注に対する贈与擬制課税制度の概要

発注を集中させることによって受益法人が得る利益は将来の配当や株価上昇を通じて株主の利益になりうるので、受益法人の営業利益のうち、特殊関係法人に財貨や役務を供給して得た利益の分については、受益法人の支配株主が贈与を受けたものと見なして課税する、という制度である。

集中発注による利益に対する贈与税は、受益法人の売上高のうちで支配株主と特殊関係がある法人に対する売上高が占める比率が 30%を超過し、受益法人の支配株主が直接的または間接的に保有している持分が 3%を超過する場合に賦課される。但し、受益法人が国内法人である場合に限り適用される。

課税要件を充足した場合の贈与擬制利益は、受益法人の税引後営業利益に、正常取引比率(30%)を超過する特殊関係法人との取引比率と、限界保有比率(3%)を超過する株式保有比率を乗じて算出する。

贈与利益の申告納付期限は、受益法人の法人税申告期限が属する月の末日から 3 ヶ月が経過した日である。2012 年度 12 月末決算法人の場合、2013 年 4 月 1 日が法人税申告期限であったので、贈与税は 7 月末日までに申告することになる。

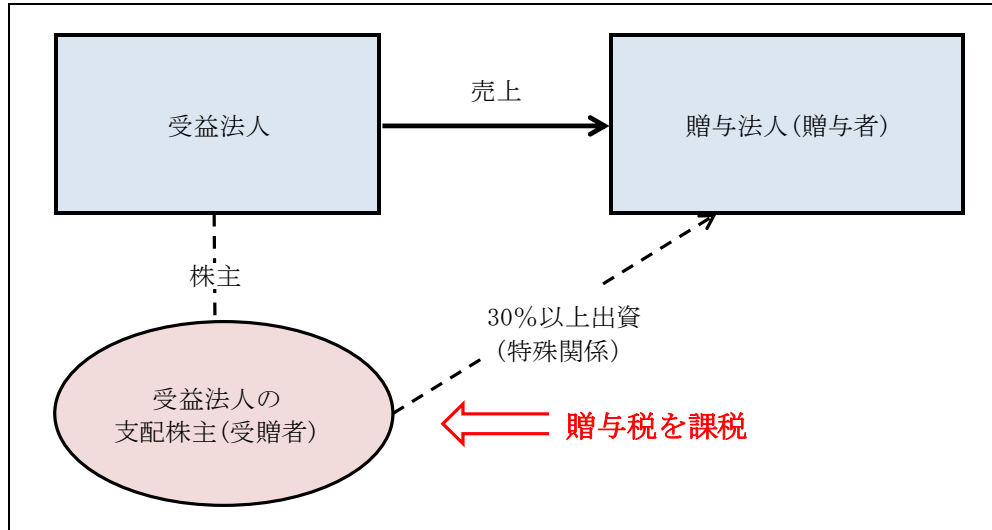
### II. 具体的な課税方法

#### 1. 課税要件

下記の①から③までのすべてを充足する場合に課税される。

- ① 税引後営業利益があること
- ② 受益法人の売上高のうち、支配株主と特殊関係がある法人に対する売上高の占める比率が 30%を超過すること
- ③ 受益法人の支配株主およびその親族が株式を直・間接的に保有している比率が 3%を超過すること

## 2. 用語の定義



### ① 受益法人

→ 集中発注を受ける法人であって、その法人の支配株主と特殊関係にある法人に対する売上高の比率が総売上高の 30%を超過し、本店などの所在地が韓国内にある法人をいう。

### ② 贈与法人（贈与者）

→ 集中発注を受ける受益法人の支配株主と特殊関係にある法人（以下、「特殊関係法人」という）であって、集中的に発注をする法人のこと。この特殊関係法人とは、支配株主とその親族が 30%以上を出資した法人、または支配株主などが事実上支配する法人を意味する。但し、次の場合は特殊関係法人の範囲から除外する。

- i. 受益法人が持ち株会社の場合、子会社、孫会社、および曾孫会社
- ii. 受益法人が 50%以上を出資した法人と、その法人が 50%以上を出資した別の法人
- iii. 受益法人が別の相互出資制限企業集団に属している場合

### ③ 受益法人の支配株主（受贈者）

→ 受益法人の最大株主のうちで株式保有比率が最も高い個人を意味する。株式の直接保有比率が最も高い者が個人である場合はその個人株主を意味し、それが法人である場合は直・間接保有比率が最も高い個人を意味する。

### ④ 最大株主

→ 株主 1 人と親族など（配偶者、6 親等以内の血族、4 親等以内の姻戚など）の特殊関係者が保有している株式を合わせた場合に、その保有株式の合計が最も多いところの、その株主 1 人とその特殊関係者の全員を意味する。

⑤ 直接保有比率

→ 保有している受益法人の株式などを、その受益法人の発行株式などの総数で割った比率のことで、自己株式は除外して算定する。

⑥ 間接保有比率

→ 個人と受益法人の間での株式保有を通じて一つ以上の法人と関係する場合に、各段階の直接保有比率をすべて乗じて算出した比率のこと。例えば、個人株主甲がA法人の株式の40%を保有し、A法人がB法人の株式の50%を保有している場合、個人株主甲のB法人に対する間接保有比率は20%（40%×50%）となる。

### 3. 贈与擬制利益の計算

税引後営業利益に、特殊関係法人との取引の比率と株式保有比率を乗じて人別に計算する。

$$\text{税引き後営業利益} * \times (\text{特殊関係法人との取引比率} - 30\%) \times (\text{株式保有比率} - 3\%)$$

\* 企業会計基準に従って計算した売上高から売上原価と販売費および管理費を差し引いた営業利益に、当該営業利益と関連した法人税法上の税務調整事項（減価償却費、退職給与引当金、退職保険料、貸倒引当金、損益帰属事業年度、および資産の取得価額と関連した事項のみ）を反映させた営業利益（以下、「税法上の営業利益」という）について、法人税算出税額から各事業年度の所得に税法上の営業利益が占める比率に該当する金額を差し引いた後の金額をいう。

### 4. 贈与擬制時期

受益法人の事業年度終了日が贈与擬制時期となる。

### 5. 申告納付期限

申告納付期限は法人税の課税標準申告期限が属する月の末日から3ヶ月となる日である。例えば、2013年3月末決算法人の場合、2013年7月1日が法人税の課税標準申告期限となるので、10月31日までに申告納付することになる。

### 6. 期限内に申告すると有利になること

申告期限までに贈与税を申告する場合には10%の申告税額控除が適用されるので、納付税額が軽減される。

## 7. 申告納付しないと不利になること

期限までに申告納付しなかった場合は、無申告加算税および納付不誠実加算税が賦課される。

- 以上 -